



「東京海上・ベトナム株式ファンド（年4回決算型） / （年1回決算型）」
追加型投信/海外/株式 設定・運用:東京海上アセットマネジメント株式会社

ベトナムにおける感染再拡大の状況と市場への影響

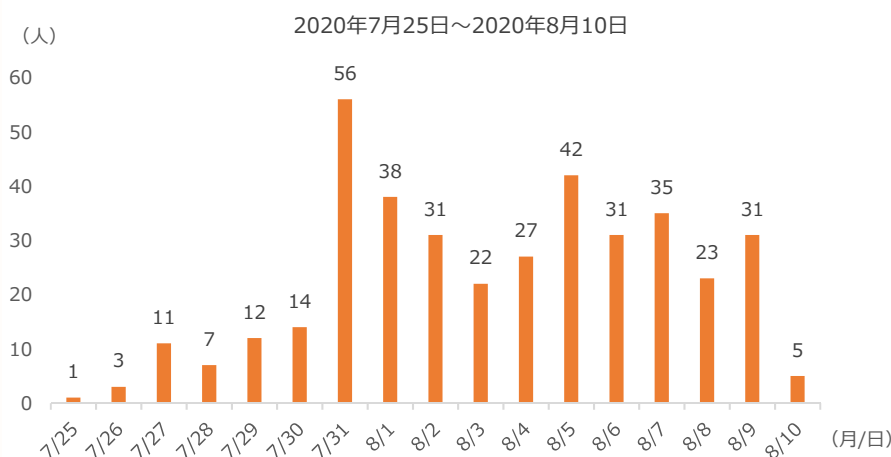
- ◆ 一旦収束したと思われた新型コロナウイルスですが、7月に入り感染再拡大が確認され、市場への影響が懸念されます。
- ◆ 当レポートでは足もとの感染状況および株式市場への影響、今後の見通しについて、ご説明します。

➤ 足もとの感染状況について

一部地域で新型コロナウイルスの感染が再拡大したものの、政府の封じ込めにより感染状況は改善傾向に。

- 7月下旬、ベトナム中部の都市ダナンで約100日ぶりに新型コロナウイルスの国内での新規感染者が確認されました。その後8月10日までに確認された症例総数は389例となり、ダナンおよび、ダナンに隣接するクアンナム省で発生した症例を合わせると新規症例数の約90%を占めています。
- 政府は、ダナンやクアンナム省の一部地域を封鎖しており、新型コロナウイルスの再拡大はここ数日で鈍化傾向にあります。新規症例数は1日当たり20～30例程度、そのほとんどはダナンとクアンナム省で発生しており、他の地域への拡大は限定的となっています。
- ダナンとクアンナム省で感染がうまくコントロールされているかを確認するには、あと2週間はかかると思われますが、状況は改善傾向にあると見ています。政府は、全国的なソーシャルディスタンス（社会的距離）の制限は課さずに感染再拡大に対処する方針で、検査や接触者の追跡、検疫を徹底し、感染の封じ込めを行っています。

国内新規感染者数の推移および都市・地域別の感染症例数



出所：ベトナム保健省

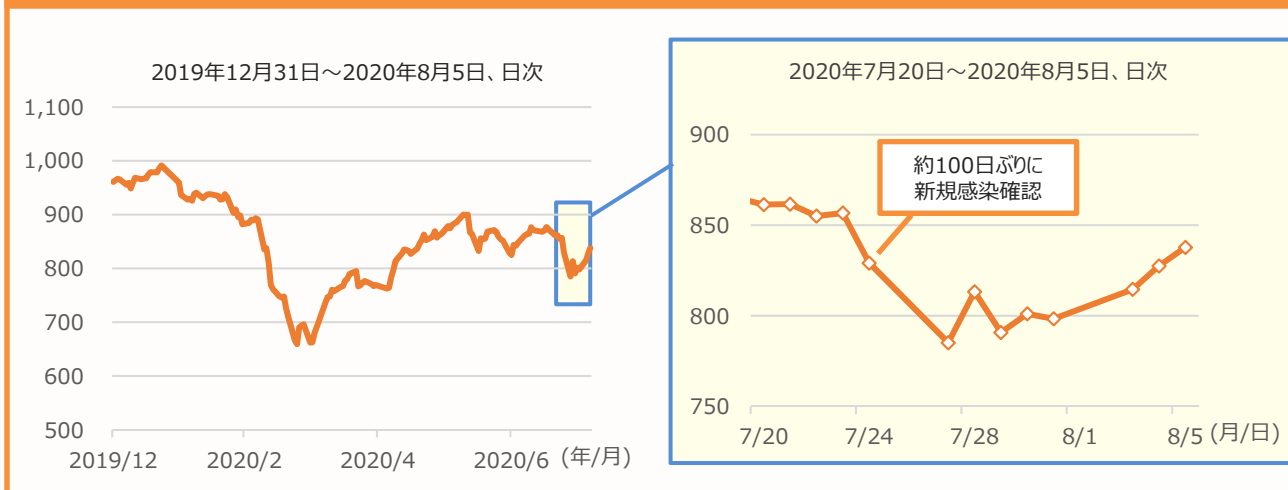
● 上記は、信頼できると考える情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、当資料は作成日時点における当社およびK I Mの見解を含みますが、その内容は、将来予告なく変更されることがあります。● 上記は、過去の実績および将来の予測であり、将来における実際の動向や当ファンドの運用成果などを保証するものではありません。

➤ 感染再拡大によるベトナム株式市場への影響

新規感染者の発生を受けて株式市場は一時大幅に下落。その後感染状況の改善により、回復傾向で推移。

- 新規感染者が確認されたことで感染再拡大への懸念が広がり、ベトナム株式市場は▲8.4%*と大幅に下落しました。 *ベトナムVN指数の7月23日～27日の騰落率
- 足もとでは感染状況の改善を受けて上昇に転じ、8月5日時点のベトナムVN指数の終値は837.80ポイントと、7月27日につけた直近の安値である785.17ポイントから6.7%上昇しています。

ベトナムVN指数の推移



出所：ブルームバーグ

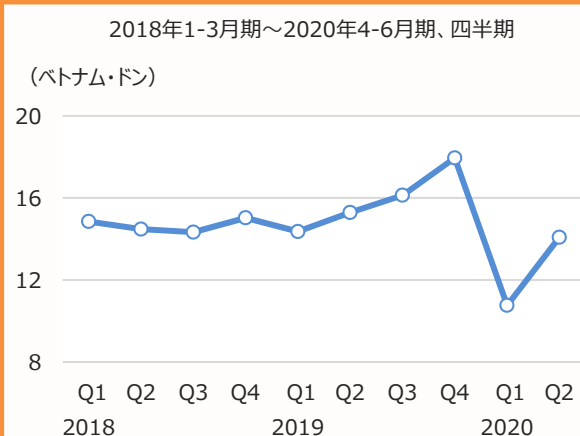
➤ 今後の見通し

7-9月期企業業績は不透明感が強いものの、10-12月期は利益モメンタムの改善を反映し、拡大すると予想。

- ベトナムでは、6月に感染第一波が収束したため、経済活動は一旦再開されています。経済活動自粛の影響を受けた企業の多くは業績が順調に回復しており、サイゴンビール（生活必需品）やベトナム石油総公社（エネルギー）といった企業も6月の売上げが以前の水準まで回復しています。
- ベトナムVN指数のEPS（一株当たり利益）の推移をみると、金融や素材セクター等の利益成長がけん引し、4-6月期は1-3月期と比較して大幅に改善していることが分かります。
- 今回の感染再拡大を受けて、企業業績はやや不透明な状況となっており、KIMでは、7-9月期の業績見通しを下方修正しました。しかし、10-12月期については利益モメンタムの改善を予想しており、企業業績は加速すると見えています。

※ 上記記載の銘柄は、2020年7月31日時点の東京海上・ベトナム株式マザーファンドの保有銘柄です。個別銘柄への投資を推奨するものではなく、今後のファンドへの組み入れを保証するものではありません。

ベトナムVN指数のEPSの推移



出所：ブルームバーグ

● 上記は、信頼できると考える情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、当資料は作成日時点における当社およびKIMの見解を含みますが、その内容は、将来予告なく変更されることがあります。● 上記は、過去の実績および将来の予測であり、将来における実際の動向や当ファンドの運用成果などを保証するものではありません。

「東京海上・ベトナム株式ファンド（年4回決算型） / （年1回決算型）」

➤ ファンドの特色

1. 主としてベトナムの企業の株式等の中から、成長性が高いと判断する企業の株式等に投資します。

- 投資銘柄の選定にあたっては、定量分析や企業分析に基づいて、企業の成長性、ビジネスモデルおよび株価のバリュエーション等を勘案して行います。
- 未上場公開会社市場に登録された株式に投資する場合があります。
※DR（預託証券）に投資する場合があります。
DRとは、ある国の企業が自国以外の国で株式を流通させる場合に、株式そのものは銀行等に預託して、その代替として発行し、上場された証券です。株式と同様に、金融商品取引所等で取引されます。

2. ベトナムの企業の株式等の運用は、「Korea Investment Management Co.,Ltd.」(KIM)が行います。

3. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4. 「年4回決算型」、「年1回決算型」の2ファンドからお選びいただけます。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

➤ ファンドの主なリスク

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- ・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。・運用による損益は、全て投資者に帰属します。・投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ・ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価額は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。また、投資対象国・地域には新興国が含まれています。新興国を取巻く社会的・経済的環境は不透明な場合もあり、金融危機、デフォルト（債務不履行）、重大な政策変更や様々な規制の新たな導入等による投資環境の変化が、先進国への投資に比べてより大きなリスク要因となることがあります。さらに、新興国においては市場規模が小さく流動性が低い場合があり、そのため組入資産の価格変動が大きくなる場合があります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※投資リスクは、上記に限定されるものではありません。

➤ ファンドの費用

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■購入時に直接ご負担いただく費用

※作成日時点のものであり、変更になることがありますのでご注意ください。

購入時手数料	ご購入代金*に応じて、以下の手数料率を乗じて得た額 購入代金*：[1億円未満] <u>3.3%（税抜3.0%）</u> 、[1億円以上5億円未満] <u>1.65%（税抜1.5%）</u> 、 [5億円以上] <u>0.55%（税抜0.5%）</u> * 購入代金＝購入口数×基準価額＋購入時手数料（税込） ※「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
--------	---

■換金時に直接ご負担いただく費用

換金手数料	ありません
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額の <u>0.5%</u>

■投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用

運用管理費用（信託報酬）	ファンドの純資産総額に対し、 <u>年1.76%（税抜1.6%）</u> の率を乗じて得た額
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。 ・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用 ファンドの純資産総額に年率0.011%（税込）をかけた額（上限年99万円）を日々計上します。 ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・資産を外国で保管する場合にかかる費用 ・信託事務等にかかる諸費用 ※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当ファンドの手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

「東京海上・ベトナム株式ファンド（年4回決算型） / （年1回決算型）」

➤ お申込みメモ

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。
※作成日時点のものであり、変更になることがありますのでご注意ください。

購入単位	一般コース（分配金を受取るコース）：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 自動けいぞく投資コース（分配金が再投資されるコース）：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 （詳しくは野村證券窓口にお問い合わせください。）
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	原則として、購入申込受付日から起算して、7営業日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	1口単位または1円単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、7営業日目からお支払いします。
換金制限	1日1件10億円を超える換金のお申込みの受付は行いません。また、別途換金制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込不可日	以下に該当する日には、購入・換金のお申込みができません。 ・ホーチミン証券取引所の休業日 ・ハノイ証券取引所の休業日
信託期間	年4回決算型 2028年5月22日まで（2018年6月15日設定） 年1回決算型 2028年5月22日まで（2018年7月27日設定）
決算日	年4回決算型 2月、5月、8月および11月の各22日（休業日の場合は翌営業日） 年1回決算型 11月22日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年4回決算型 年4回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 年1回決算型 年1回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
課税関係	収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。配当控除および益金不算入制度の適用はありません。詳しくは野村證券窓口にお問い合わせください。 ※上記は、2019年12月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

➤ ファンドの関係法人

■委託会社 東京海上アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

■受託会社 野村信託銀行株式会社

■販売会社 野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

[収益分配金に関する留意事項]

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

[当資料で使用した指数について]

・ベトナムVN指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はホーチミン証券取引所に帰属します。

[一般的な留意事項]

●当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成したお客様向け資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。●当資料は、将来予告なく変更されることがあります。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表などの内容は、将来の運用成果や市場環境の変動などを示唆・保証するものではありません。●投資信託は、値動きのある証券など（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。●投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。●投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。●投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。